

プレハブ仮設住宅の什器備品の無償譲渡について

《市長コメント》

プレハブ仮設住宅の什器備品の無償譲渡について、お知らせいたします。

エアコンや電気ストーブ等の什器備品の無償譲渡につきましては、これまで、仮設住宅の集約化方針が決まらなると集約先団地の特定ができないことから、実施を見送ってきたところでありますが、復興公営住宅の本格入居が始まることや他市町での実施状況を踏まえ、入居者の生活の一助としていただくことや、プレハブ仮設住宅の什器備品の有効活用を図る観点から、無償譲渡を実施することといたしました。

なお、本年2月16日から本庁生活再建支援課及び各総合支所保健福祉課で受付を開始いたしますが、譲渡対象、譲渡要件、申請方法等につきましては、2月15日号の市報に掲載し、市民の皆さまにお知らせいたします。